

学部等連携課程(仮称)について

(大学設置基準等改正案の概要)

(1)学部等連携課程(仮称)の導入について

学位プログラムの現状と課題

✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。

✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。



「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」抜粋

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。**

学部等連携課程を設けることについて大学設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び関連規則等を改正する。

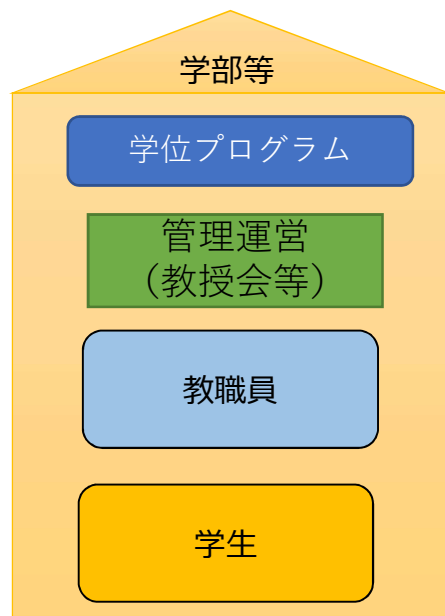
(2)改正の概要①

学部等連携課程の位置づけ

- ✓ 大学は学部・研究科又は学部・研究科以外の基本組織等（以下「学部等」という。）に加えて、学部等が連携して編成する教育課程（以下「学部等連携課程」という。）を置くことができるものとする。

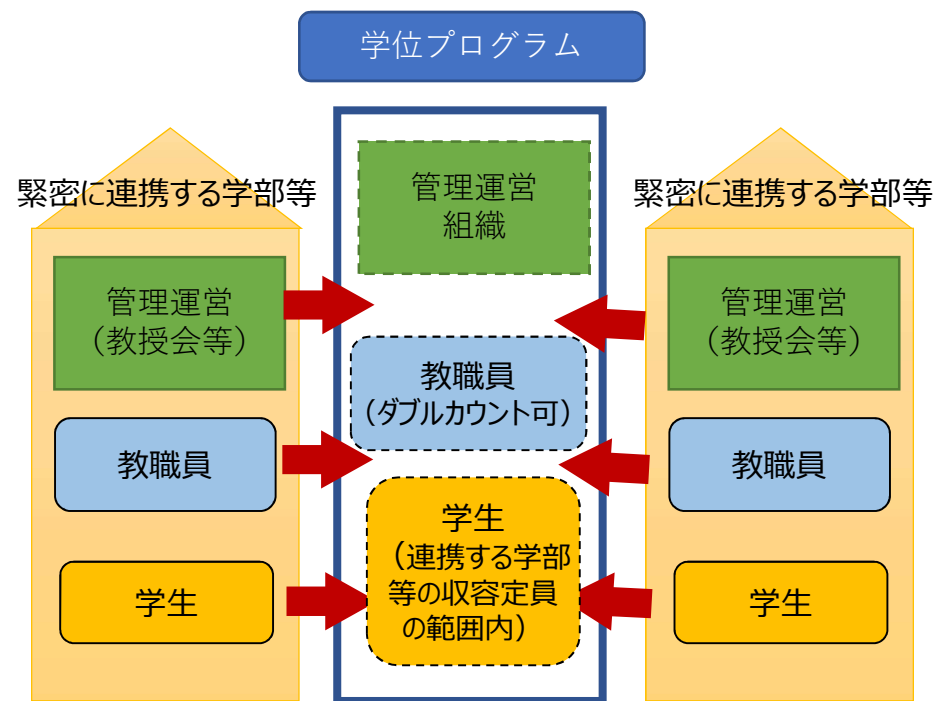
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



(2)改正の概要②

教員組織

- ✓ 学部等連携課程の専任教員は類似する学部等に相当する数置くものとする。
- ✓ 学部等連携課程の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、**当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができる**ものとする。（教員のダブルカウント）
- ※ 新たな学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や運営管理が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること及び学部等と学部等連携課程の双方に所属する教員の勤務状況をエフォート管理等を通じて適切に行うことについても、施行通知等を通じて周知する。

学生組織

- ✓ 学部等連携課程に所属する学生の人数は、**当該課程と緊密に連携及び協力する複数の学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ※ 学部・研究科等の組織を超えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるよう大学としても取り組むよう周知する。

施設設備、必要な附属施設等

- ✓ 大学は学部等連携課程の教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を**当該大学に置かれる複数の学部等との緊密な連携及び、協力の下に備えるもの**とする。

(2)改正の概要③

設置審査

- ✓ 学部等連携課程が学位の分野等の変更を伴う場合、認可の対象となる。また、学部等連携課程が学内資源を活用して設置されることに鑑み、より柔軟かつ機動的に設置を行うことができるよう審査プロセスの簡略化を図る。

事項	学部等の場合	学部等連携課程の場合
学部等/新教育課程の設置 (当該大学の授与する学位の分野等の変更を <u>伴うもの</u>)	認可	認可 (提出書類の弾力化を検討)
学部等/新教育課程の設置 (当該大学の授与する学位の分野等の変更を <u>伴わないもの</u>)	届出	届出 (提出書類及び提出時期の弾力化を検討)

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は学部等連携課程を設置する際には3つのポリシーを策定するとともに、緊密に連携する学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施する教学管理体制を整備する。

參考資料

3. 多様で柔軟な教育プログラム

（多様で柔軟な教育プログラム）

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を超えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を超えて幅広い分野から文理横断的なプログラム編成等が可能となる（中略）

<具体的な方策>

学位プログラムを中心とした大学制度【再掲】

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。その際、当該プログラムに対する責任体制を明確にする。
- この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。

5. 学位プログラムを中心とした大学制度

（3） 制度改正等の方向性

- 大学においては、今後急速に進むであろう大学教育に対する社会的ニーズの変化や、学術研究を取り巻く環境の変化に対応できるように体制整備を図ることが必要である。
- このためには、これまでの制度的課題を踏まえ、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、制度を整える必要がある。
- 具体的には、複数の学部や研究科等を設置する大学が学部・研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度改正を行う。
- このような学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの具体的な制度設計については、以下のとおり。

【教員組織】

- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、大学は当該学位プログラムの教育を十全に進めるために新たな学位プログラムを担当する教員を確保することが必要である。
- ・その際、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの授業を一定単位数以上担当し、その教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合に、学部等の専任教員を当該学位プログラムにおいても参入すること（ダブルカウント）ができることとする。
- ・ただし、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や、学位プログラムとしての管理業務等が生じるため、学部等の専任教員とは別に、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに専属しプログラム全体を運営する専任教員も置くこととする。
- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するにあたっては、学部と当該学位プログラム双方に所属する教員の業務が複雑化することが想定される。大学教育の質保証の観点から、エフォート管理等を通じて、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理し、教育に関する業務負担の偏りが生じないよう十分配慮する必要がある。

【学生組織】

- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに所属する学生の数については、当該学位プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の収容定員数を合計した数の範囲内の数で学則において定めるものとする。当該学位プログラムが1年次から開講される場合には、入学者選抜を実施する単位とすることが望ましい旨を明示する。学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるように大学としても取り組むことが重要である。

【校地・校舎等の施設及び設備】

- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムが、学部等の緊密な連携・協力の下で、教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を整えることが可能な場合には、当該学位プログラムに連携・協力する複数の学部等がそれぞれ設置基準の要件を満たすことで新たな学位プログラムを設置することができるものとする。

【設置審査】

- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに係る設置審査については、通常の学部設置と同様、当該学位プログラムの設置が学位の種類変更や大学全体の収容定員の増加を伴う場合に限り、認可の対象とする。

【内部質保証と教学管理体制】

- ・現行制度において、大学、学部、学科又は課程ごとに卒業認定・学位授与の方針教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）を定めることとされているが、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置する際には、各大学は、当該プログラムの「三つの方針」を一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ、実施することにより、社会のニーズに応じた質の高い学びを学生に提供していく必要がある。
- ・学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの設置にあたっては、当該プログラムの質保証の観点から、学生への入学及び卒業の判定や学位に関する審査、学生への履修指導・教育指導、成績評価、担当教員のファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要である。この際、当該学位プログラムと緊密に連携協力する学部が協力して教授会や管理運営組織を設け、教学管理体制を確立する必要がある。
- ・上記の学位プログラムごとの教学管理体制に加え、将来的には学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの編成や質保証の取組を一元的に進めていくことも考えられる。

【対象となる学位課程の範囲】

- ・対象となる学位課程の範囲については、学士、短期大学士、修士、博士の学位課程とする。一方、学士（専門職）、短期大学士（専門職）及び修士（専門職）については、制度趣旨や教育内容等との整合性の観点から慎重に検討する。また、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師など、教育課程の大部分について、国家資格のための課程認定の対象となるものについては、対象から除外することも含め、個別に検討する。

【参考3】 関連参照条文

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準(第四十五条第一項に規定する共同学科(第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。))及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。)に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

（設置廃止等の認可）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3～5 略

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二三条 法第四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～五 略

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更

八～十一 略

2 略

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程 の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二～五 略

2～3 略